

地域地区に係る証明申請について《手引き》

証明申請を提出する際は、次の各項目についてご理解いただき手続きを行ってください。

①添付図書（位置図・現況測量平面図）について

- 申請者において各２部用意してください。
- 現況測量平面図は縮尺、方位、申請地の境界線並びに申請地の周辺の公道、幅取りの起点となる公道及びその他の公共施設を含み、周辺の地形地物との位置関係が明らかであるものを提出してください。
また、図中に申請地の位置を明示してください。
- 現況測量平面図は縮尺等が正確な図面をご用意ください。
(図面が不正確な場合は証明ができませんのでご注意ください。また、追加で図面の提出を依頼する場合がございます。)
- 位置図は申請地の位置を地形図等に朱書きしたものをご用意ください。

②標準処理期間

- 申請書受付から１４日以内に証明しますが、何らかの理由で遅れる場合は、その旨をご連絡いたします。

③その他

- JWW形式のCADデータを提供可能な場合は、CADデータのご提出をお願いします。
都市計画課代表アドレス：m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp